

道営住宅電子申請について

2023/4/1

電子申請により道営住宅の
入居申込みをされる方へ

申込者が多数の場合、抽選により当選者を決定します。申込書の記載内容に、漏れや誤りがあった場合は、抽選に当選しても取消しとなります。

お申込み前に、必ず別添の「道営住宅の募集」や「道営住宅入居者募集案内」および下記事項をお読みください。

1 応募される方の資格

詳しい内容については「道営住宅の募集」をご確認ください。

- ① 入居しようとする世帯の収入が基準額以下であること。
- ② 入居しようとする世帯の全員に持ち家が無く、現に住宅に困窮されている方。
- ③ 入居しようとする世帯の中に暴力団の構成員がいないこと。
- ④ 申込者本人や同居予定の親族に、道営住宅の家賃等の滞納がないこと。
- ⑤ 公営住宅に入居中の方は、この他にも資格があります。

2 お申込みされる住宅について

上記1の応募資格のほか、お申込みされる住宅ごとに、さらに要件が定められています。詳しい要件は「道営住宅募集案内書」をご確認ください。

区分	要件
世帯向け住宅	同居する親族のいる方がお申込みできます。
単身者向け住宅	同居者のいない単身の方がお申込みできます。
特定目的住宅	高齢の方や、障がいをお持ちの方など、住宅ごとに定める一定の要件に該当する方だけがお申込みできます。

3 お申込み方法

- ① お申込みは、「北海道電子自治体共同システム」のホームページからアクセスし、案内に従ってください。

動作環境やブラウザの仕様については「北海道電子自治体共同システム」のホームページにてご確認ください。

- ② 最初のご利用の際に、利用者登録をしていただき、利用者ID、パスワードの発行を受ける必要があります。

4 ご注意いただきたい事項について

電子申請によるお申込みをされる前に下記事項を必ずお読みください。

次のような場合は、「審査完了」のメールが着信していても当選した場合であっても、当選取消しとなりますので注意してください。

抽選の際の玉数が実際よりも多かった。

- ① 「優遇措置対象項目」に該当しないにもかかわらず、チェックをつけてしまった場合は、当選取消しとなります。

優遇措置とは、「特に居住の安定を図る必要がある方」として、一般の世帯よりも抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。

- ② 「連続落選年数」について、実際の年数よりも多い年数を記載してしまった場合は、当選取消しとなります。

連続落選年数は、「連続して申込みをし、落選した年度数」に応じて抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。

持参により申込書を提出された方には、「道営住宅抽選カード」を交付し申込み履歴を記録しますが、電子申請によるお申込みの場合は、カードの発行は行いません。ご自身で把握いただきますようお願いいたします。

希望した住戸の入居資格要件を欠いていた

公募している住戸には、高齢者、障がい者、単身者など、特定の要件に該当する方だけがお申し込み出来る住戸があります。要件に該当しない方が当選した場合は当選取消しとなります。

各資料に記載する入居資格要件をよくご確認のうえお申込みください。

複数の申込みをした

- ① 一回の公募において、同一の方が、複数のお申込みをした場合は 当選取消しとなります。
- ② 一回の公募において、同一世帯の世帯員が、各々でお申込みした場合は当選取消しとなります。

5 特に居住の安定を図る必要がある方

(優遇措置対象項目: 抽選の際、当選率が引き上げとなる方)

区分	要件
高齢者等	【入居の方が60歳以上】 次のいずれかに該当する世帯構成(内縁関係にある配偶者を含む) ① すべての同居者が60歳以上又は18歳未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18歳未満 ④ 同居者がいない(単身者)
	【入居の方が60歳未満】 次のいずれかに該当する世帯構成(内縁関係にある配偶者を含む) ① 60歳以上の配偶者のみ ② 60歳以上の配偶者と18歳未満
母子・父子世帯	現に扶養する20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母・父。
子育て世帯	中学校就学前の子どもが同居する世帯(札幌市内の道営住宅は、小学校就学前の子どもが同居する世帯)
転入世帯	入居時に、道内の他の市町村から転入しようとする方。または転入する方と同居しようとする方がいる世帯(札幌市内の道営住宅は除きます)
移住世帯	入居時に、道外から移住しようとする方。または移住する方と同居しようとする方がいる世帯(札幌市内の道営住宅は除きます)
大家族世帯	次のいずれかに該当する世帯。 ① 5人以上の世帯 ② 4人世帯で18歳未満の子が3名いる世帯

区分	要件
新婚世帯	入居者及び配偶者(婚姻の予約者を含む)の年齢が合計70歳以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方(札幌市内の道営住宅は除きます)
障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯。 ① 身体障がい者手帳(1級から4級) ② 精神障がい者保健福祉手帳(1級又は2級) ③ 療育手帳(A判定又はB判定) ④ 戦傷病者(恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表ノ3の第1款症)
海外引揚者	本邦以外の地域に終戦まで継続して居住していた方で、本邦に引き揚げし5年を経過していない方。
DV被害者	次のいずれかに該当する方(いずれも保護中の者を含む) ① 配偶者暴力防止等による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 ② 配偶者暴力防止等にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 ③ 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内
犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯。 ① 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方 ② 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方
原子力事故被災者	平成23年3月11日において、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた方。 原子力事故被災者に該当する場合は、申込書中、優遇措置対象項目の「その他」欄に「原子力事故被災者」と記載願います。

- ※ 「道営住宅に入居しない方」を除外して判断します。
- ※ 転入世帯、移住世帯、新婚世帯、原子力事故被災者に該当する場合は、申込書中、優遇措置対象項目の「その他」欄に該当する区分名を記載願います。
- ※ 特定目的住宅の募集においては、この優遇措置は適用されません(連続落選年数は適用されます)

電子申請の手引き

※ 動作環境やブラウザの仕様などについてはリンク先にてご確認ください。

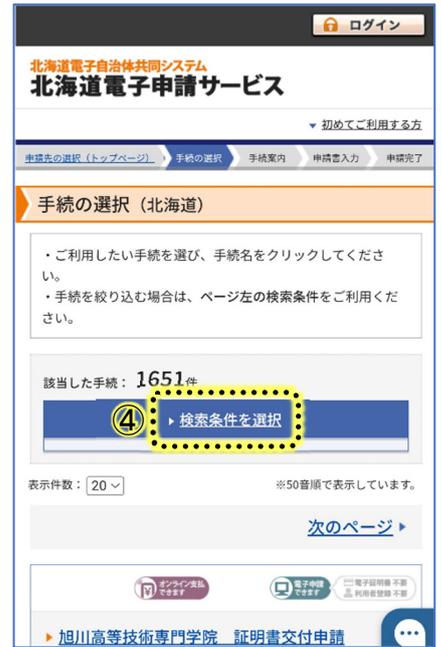
① **電子申請サービスを利用する**をタップ。



② **ログイン**をタップ。初めてご利用になる方は、利用者登録が必要です。登録済みの方は、ID とパスワードを入力しログオンしてください。



④ 「手続きの選択」で**検索条件**を選択をタップ。



⑤ **テキストボックス**に「道営住宅 釧路」と入力し、**検索**をタップ。

⑥ **検索条件を閉じる**をタップ。キーワードに該当する手続きのみが表示されます。



⑦ 画面を下にスクロール。**北海道営住宅入居申込【釧路総合振興局】**をタップ。



⑧ 「**手続き案内**」を下にスクロール。**電子申請をする**をタップ。

⑩ 申込内容を入力してください。

